

手段としてのマルチラテラリズムと 目的としてのマルチラテラリズム

岩 田 将 幸

⁽¹⁾
はじめに

今日、マルチラテラリズム（multilateralism）に再び注目が集まっているが、それは主として、既存のマルチラテラルな制度や組織の危機に⁽²⁾向けられている。マルチラテラリズムの概念が注目を浴びるのは、国際秩序に大きな変化があったときである。なぜなら、国際秩序とマルチラテラリズムには、一定の相互作用が存在するからである。⁽⁴⁾それは、国際

（1） 2009年4月に筆者が神戸学院大学法学部に着任して以来、氏家伸一先生には公私にわたり大変お世話になった。氏家先生のご退官されたいまも、それに変わりはない。氏家先生には、この拙稿をもって感謝の気持ちをお伝えするには忍びない限りであるが、これが今後も変わらぬご指導ご鞭撻を賜るための「手段」となり、その「目的」が叶うことになれば、誠に幸いである。

（2） マルチラテラリズムは、通常「多国間主義」と訳されることが多く、筆者もこれまでその訳を用いてきた。しかし今日、英語で“multilateralism”が用いられる場合、国家だけでなく、NGO（non-governmental organizations）や市民社会の諸アクター、さらには国際的な制度や組織などの非国家主体を幅広く含むことが多い。したがって、本稿ではマルチラテラリズムというカタカナ表記をそのまま用いることにする。

（3） Patrick Stewart, “The New ‘New Multilateralism’: Minilateral Cooperation, but at What Cost”, *Global Summitry*, 1 (2), 2015, pp. 120-130.

（4） Robert W. Murray, “Realist Multilateralism: Co-operation in the Emerg-

政治上の諸アクターが、国際秩序を支える原則の一つであるマルチラテラリズムをいかに用い、それに対していかなる態度で臨むかということと関係している。諸アクターが追求する利益や価値が不変でない以上、マルチラテラリズムも不変ではあり得ない。

はじめてマルチラテラリズムの概念に大きな注目が集まったのは、急激な冷戦構造が崩壊し、事実上の冷戦の勝者である旧西側陣営の欧米諸国が新たな秩序を構築しようとしていた暁であった。よって、その時、マルチラテラリズムは、新しい時代の幕開けのユーフォリアを帯びていた。しかし、2001年9月の米国での同時多発テロは、それに早くも暗い陰を落とし始める。2003年に始まる対イラク戦争の前後に、マルチラテラリズムは再び注目を集めたが、それは主に米国ブッシュ（George W. Bush）政権の単独主義的行動に対する批判的文脈においてであった。マルチラテラリズムの言説は、その時、一極（unipolar）の世界における覇権国家の行き過ぎた力の行使に対する警鐘の響きを有していた。

そして今日、再び、マルチラテラリズムは批判的言説として頻繁に用いられている。その主たる対象は、米国のトランプ（Donald J. Trump）政権の国際的な協調精神の欠如である。しかし、それ以前より、2014年のロシアによるクリミア半島での領土的な現状変更に対する一方的蹂躪や、対外的にも影響力を強める中国の南シナ海や東シナ海での威圧的行動にも、現行の国際秩序の維持という観点から懸念が呈され、解決の糸口が見えないまま非難と正当化の応酬が繰り返されていた。⁽⁵⁾ これらを鑑

ing Multipolar System”, in Robert W. Murray (ed.), *Seeking Order in Anarchy: Multilateralism as State Strategy*, The University of Alberta Press, 2016, pp. 97-100.

(5) 冷戦終結後、欧米諸国が自由主義的な国際秩序を敷こうと時に軍事力に訴えたことは、ロシアや中国にとって、事実上の前例になったという指摘も存在する。Shaun Narine, “NATO and the New Western Imperialism: How Western Aggression Created the Russia Problem”, in *Seeking Order in Anarchy: Multilateralism as State Strategy*, pp. 197-199.

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

みると、今日のマルチラテラリズムを用いた言説は、多極（multipolar）の世界において行われていることが分かる。また、非民主主義諸国の存在感が増し、冷戦終結後に欧米諸国が中心となって築いてきた自由主義的な国際秩序（liberal order）とは異なる潮流の中で、前者の諸国がマルチラテラルな枠組みを積極的に活用したり、主導したりするようになって⁽⁶⁾いる。

それでは、今日、マルチラテラリズムは、諸アクターによってどのように用いられているであろうか。また、マルチラテラリズムの形態や性質には、どのような変化が見られるだろうか。さらに、今日のマルチラテラリズムの変容に映し出される国際政治上の問題は何であろうか。本稿では、これらの問いに対し、マルチラテラリズムの「数量的次元」と「実質的次元」という観点から考察を試みる。さらに、それらの次元に基づく考察を通して、本稿のタイトルである「手段としてのマルチラテラリズム」と「目的としてのマルチラテラリズム」という議論を提起する。

本稿では、その際、マルチラテラリズムが有する正当化（legitimation）の機能に注目する。⁽⁷⁾マルチラテラリズムがその対抗概念であるユニラテラリズム（unilateralism）とバイラテラリズム（bilateralism）よりも正当であるとみなされない限り、なぜ諸国家がマルチラテラリズムに依拠しようとするか、なぜさまざまな形態や性質を持つマルチラテラルな枠組みが次々と現れるか、なぜマルチラテラリズムに関する言説は変化していくか、といったことが説明できないからで

(6) Sven Biscop, “The EU and Multilateralism in an Age of Great Powers”, in Christian Echle, Patrick Rueppel, Megha Sarmah and Yeo Lay Hwee (eds.), *Multilateralism in a Changing World Order*, Konrad-Adenauer-Stiftung, 2018, pp. 39-43.

(7) Tom Keating, “Conclusion: Reconciling the Idea and Practice of Multilateralism”, in *Seeking Order in Anarchy: Multilateralism as State Strategy*, pp. 316-317.

ある。よって、本稿では、マルチラテラリズムを支える正当性の根拠に焦点を当て、数量的次元と実質的次元からそれらの根拠の解明を試みる。そして、諸アクターによる正当化という観点から、手段としてあるいは目的としてマルチラテラリズムが用いられることの意味を問い、その帰結として生じ得る問題について思惟を巡らせる。

本稿は、三つの節からなる。第一節では、マルチラテラリズムの定義や用法の整理を試みる。その上で、多義的な概念であるマルチラテラリズムを、数量的次元と実質的次元の二つの側面から分析する。第二節では、マルチラテラリズムの国際政治における概念的意義をより明確にすべく、その対抗概念であるユニラテラリズムとバイラテラリズムとの比較考察を行う。第三節では、マルチラテラリズムを支える正当性の根拠を、数量的次元と実質的次元から導き出した後、手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズムという議論を展開する。この最終節では、マルチラテラルな制度や組織をマルチラテラリズム「イズム (“ism”）」たらしめるものは何かを考察する。

第1節 マルチラテラリズムとはなにか

マルチラテラリズムは多義的な概念であり、その用途により、定義上の問題が常につきまとう。それは、ギリシャ神話に出てくるヒュドラ（九つの頭を持ち、頭を一つ切り落とすと代わりに二つの頭が生え変わるといふ大蛇）に喩えられるほどである⁽⁸⁾。何をもってマルチラテラリズムとするか、あるいは、マルチラテラリズムという語を用いて何を説明するか。こうしたごく基本的な問い自体に、マルチラテラリズムをめぐる論争の原点が存在する。

(8) Fen Osler Hampson, “Deconstructing Multilateral Cooperation”, in I. William Zartman and Saadia Touval (eds.), *International Cooperation: The Extents and Limits of Multilateralism*, Cambridge University Press, 2010, p. 40.

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

マルチラテラリズムの概念にいち早く着目したコヘイン (Robert O. Keohane) は、それを「三カ国またはそれ以上の国家集団間の政策を調整する実行」であると定義した。⁽⁹⁾ このコヘインの定義に対し、それが形式的な要件に過ぎず、マルチラテラリズムの本質的な要素を改めて考慮する必要があると説いたのが、ラギー (John Gerard Ruggie) である。ラギーがマルチラテラリズムに関して強調したのは、多国間の枠組みの中で国家間関係を規定する原則や規範であり、それらを支える協調の精神とその精神を具現化する制度であった。よって、ラギーは、マルチラテラリズムを、「行動の一般化された原則に基づき、三カ国またはそれ以上の国家間の関係を調整する制度的な形態」と定義している。そして、マルチラテラリズムが依拠する最も重要な要素として、集団を構成する諸国家間の「不可分性 (indivisibility)」、⁽¹⁰⁾ 「行動形態の一般化された原則 (generalized principles of conduct)」、⁽¹¹⁾ 「相互主義の拡散 (diffuse reciprocity)」を挙げている。このラギーによる定義は、マルチラテラリズムの概念を説明する際、最も参照されている定義である。しかし、その一方で、ラギー自身が「非常に要求水準が高い制度的な形態」であるため、歴史的にもほとんど例がないと認めている。

上述のコヘインの定義とラギーの定義は、相互に補完的でありながらも、両者には、マルチラテラリズムをめぐるある対立的見方が潜在化している。コヘインがマルチラテラリズムの概念において提示したのは、主に形式的要件であり (後に「数量的次元」として説明する)、他方、ラギーが強調したのはその規範的要件である (後に「実質的次元」として説明する)。後者のラギーによれば、マルチラテラリズムの制度的な

(9) Robert O. Keohane, "Multilateralism: An Agenda for Research", *International Journal*, 45, 1990, p. 731.

(10) John Gerard Ruggie, "Multilateralism: the Anatomy of an Institution", *International Organization*, 46 (3), 1992, pp. 567, 571.

(11) *Ibid.*, p. 572.

形態において期待されるのは、その制度に参加する諸国家の協調主義的な精神および行動である。つまり、諸国家は、制度の枠組みに従って決定し行動するよう、自他ともに拘束することが期待されている⁽¹²⁾。しかし現実には、マルチラテラルな制度や組織においても、諸国家の協調的な思考や行動が期待できるとは限らない。あるいは期待できないことがむしろ常態であるゆえ、ラギーはそれを歴史的にも稀なほど要求水準が高い制度的形態であると言っているのである。

こうしたラギーの断り書きは、その後、すなわち、冷戦終結後から現在に至るマルチラテラリズムの繚乱状態を予告していたようにも受け取れる。今日、マルチラテラリズムと（自他ともに）称する制度や組織で世界は溢れ返り、我々の日々の生活とも密接に関わる幅広い分野（貿易・通商、通信、環境、保健衛生、平和や安全保障、テロリズムや貧困問題に至るまで）において、さまざまな形態を持つ、すなわち、さまざまに異なる種類や程度の「包括性」、「代表性」、「制度化」を有する（サミット形式の会議体、問題解決のためのアド・ホック・グループ、有志連合、同盟、常設的な機構を伴う組織や制度、地球大に及ぶ組織や制度から地域限定的なそれら、普遍的な加盟国を擁する組織や制度から少数の限られた加盟国を擁するそれら、豊かな「北」を代表するグループから貧しい「南」を代表するグループ、特定の国家がリーダーとして牽引する組織から国家間の平等に基づく組織まで⁽¹³⁾）マルチラテラリズムと称される

(12) こうしたラギーの主張は、カポラーゾ（James A. Caporaso）にも共有されている。カポラーゾは、国際関係における分析概念としてのマルチラテラリズムの可能性について考察し、「マルチラテラルな（multilateral）」ではなく「マルチラテラリズム（multilateralism）」と我々が敢えて呼ぶときは、「民主主義の国家集団といったような、関係する集団のための普遍的な（あるいは少なくとも多方面にわたる）基盤に則り、活動が組織されるべきだという信念（傍点は著者が強調）」が存在すると論じている。James A. Caporaso, “International Relations Theory and Multilateralism: the Search for Foundations”, *International Organization*, 46 (3), p. 603.

(13) Saadia Touval, “Negotiated Cooperation and its Alternatives”, in

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム
ものが存在している。⁽¹⁴⁾それらは、ときに別の呼称（国際的な制度や組織、
ひいてはレジームやグローバル・ガヴァナンスなど）をもって重複的に
用いられることもある。⁽¹⁵⁾こうした現実的状況が、マルチラテラリズムの
定義をなおも難しくしている原因である。これを鑑みるなら、我々は、
コヘインの提示したマルチラテラリズムの形式的な定義に一旦は立ち帰
る必要があるのかもしれない。

コヘインは、その形式的な外観を特徴とする定義を行ってから24年後、
モース（Julia C. Morse）とともに、マルチラテラリズムの形態や性質
の今日的なあり様を問い、その概念の再考察にもつながる論考を発表し
た。⁽¹⁶⁾それが、「Contested Multilateralism（異議申し立てのマルチラテラ
リズム）」である。そこで、モースとコヘインは、さまざまな分野でマ
ルチラテラルな制度や組織が重なり合うように存立する現状を指して、
今日、「異議申し立てのマルチラテラリズムという現象」が存在すると
述べた。⁽¹⁷⁾

International Cooperation: The Extents and Limits of Multilateralism, p. 78.

(14) ハンプソン（Fen Osler Hampson）は、これまでマルチラテラリズム
が多種多様に用いられてきたことを指摘し、さまざまな形態のマルチラテ
ラリズムの類型化を試みている。例えば、「少数精鋭のマルチラテラリズム
と包括的なマルチラテラリズム（clubs versus universality）」、「国家が
主体となる公的な形態でトップダウン型のマルチラテラリズム（formal
multilateralism）と市民社会や NGO が主体となるインフォーマルな形態で
ボトムアップ型のマルチラテラリズム（informal multilateralism）」、「国家
が手段として便宜的に使用しようとするマルチラテラリズム（instrumental /
utilitarian multilateralism）」などである。Hampson, *op.cit.*, pp. 62-71.

(15) マルチラテラリズムは、レジーム（regime）やグローバル・ガヴァナ
ンス（global governance）の中に含まれると一般的には考えられている。
マルチラテラリズムは、分野毎のレジームを形成する原則であり、またレ
ジームも、グローバル・ガヴァナンスを構成する部分であるという捉え方
ができる。Robert W. Murray, “Introduction”, in *Seeking Order in Anarchy:
Multilateralism as State Strategy*, pp. xii-xiv.

(16) Julia C. Morse and Robert O. Keohane, “Contested Multilateralism”, *The
Review of International Organizations*, 9, 2014, pp. 385-412.

異議申し立てのマルチラテラリズムによれば、それぞれのイシューにつき、マルチラテラルな制度や組織は、統合されるよりも、分立して（分野ごとの）複合体の形成へ至る（regime complex）ことが多い。こうした現象が生じているのは、国家をはじめとする諸アクターが、現存するマルチラテラルな制度や組織に不満や反感を持つ場合、それに甘んじるのではなく、別のマルチラテラルな枠組みを選択することを繰り返して行ってきたからだ⁽¹⁸⁾とモースとコヘインは説明する。すなわち、現存するマルチラテラリズムへの異議申し立ては、それとは異なるマルチラテラリズムによって（別のマルチラテラルな枠組みへの乗り換えか、新たなその枠組みの創設によって）なされる。言うなれば、マルチラテラリズムの好敵手は、今日、ユニラテラリズムやバイラテラリズムではなく、（異なる）マルチラテラリズムということになるのである。

ゆえに、さまざまな分野でさまざまな形態のマルチラテラリズムが、かくも林立する現象が生じている。このモースとコヘインの説が正しければ、国家をはじめとする諸アクターは、マルチラテラリズムにおいて、協調の精神や一致した行動よりも、自らの利益を戦略的に優先していることになる。このことは、諸アクターが、マルチラテラリズムに関して、その枠組みの形式的な外観を道具的に捉え利用している⁽¹⁹⁾という事実を示すことになろう。

では、「三カ国またはそれ以上」とされるマルチラテラリズムはもは

(17) *Ibid.*, p. 387.

(18) *Ibid.*, p. 387.

(19) カナダの研究者マレー（Robert W. Murray）は、次のように述べている。「諸国家がマルチラテラリズムを、自らの利益を増進させ、国際秩序に影響するための手段とみなしているということを認識することは、マルチラテラリズムをめぐる趨勢や嗜好が静的でないということを理解する上で重要である。」Robert W. Murray, “Whither Multilateralism? The Growing Importance of Regional International Societies in an Emerging Multipolar Era”, in *Multilateralism in a Changing World Order*, p. 15.

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム
や、ユニラテラリズムまたはバイラテラリズムと、あくまで数に基づく
形式性や外観性でしか区別できないのだろうか。換言すれば、マルチラ
テラリズムの意味は、ユニラテラリズムまたはバイラテラリズムという
対抗概念との参照においてしか、明らかにしようがないのだろうか。仮
にそうであるなら、国家をはじめとする諸アクターはなぜ、ユニラテラ
リズムやバイラテラリズムよりもマルチラテラリズムを選好すると我々
は考えるのだろうか。マルチラテラルな枠組みをマルチラテラリズム
(「イズム」)⁽²⁰⁾たるものにするものは、果たして存在するのだろうか。⁽²¹⁾もし存在するなら、それはいったい何だろうか。次節では、マルチラテラ
リズムを、ユニラテラリズムおよびバイラテラリズムとそれぞれ比較し
て考察し、マルチラテラリズムに含意されている国際政治上の意義を明
らかにしたい。

第2節 ユニラテラリズム、バイラテラリズム、マルチラテラ リズム

マルチラテラリズムとユニラテラリズムの関係、マルチラテラリズム
とバイラテラリズムの関係はそれぞれ、一見するよりも複雑である。ユ
ニラテラリズムとバイラテラリズムは、ともにマルチラテラリズムの対
抗的な概念として用いられる。しかし、ユニラテラリズムとバイラテラ
リズムは、それぞれ異なる次元をもって、マルチラテラリズムとは対抗
関係になり得る。⁽²²⁾

例えば、米国のトランプ政権が（国際的な環境レジームのひとつであ
る）気候変動抑制に関するマルチラテラルな枠組みであるパリ協定から

(20) この問題意識に沿って考察した文献としては、以下を参照。岩田将幸
「多国間主義における正当性の問題」『国際政治』第171号、2013年1月、
29-42頁。

(21) Caporaso, *op.cit.*, p. 603.

(22) 滝田賢治「多国間主義の再定義とアメリカ外交：協調主義と単独主義
の相克」『国際政治』第133号 2003年8月、12、15頁。

離脱した際、そのユニラテラリズムに対して国際的な批判が集まった。この際、ユニラテラリズムは主に「単独主義」と訳されるが、単独主義というのは、国際的な協調の精神に背く外交姿勢のことである。よって、ユニラテラリズムに対抗してマルチラテラリズムが用いられる場合、それは相互主義的で協調主義的な外交姿勢を指すことになる。これは、ラギーが上述の定義において強調した規範的側面である。これをマルチラテラリズムの「実質的 (qualitative) 次元」と呼ぶことにする。

次に、バイラテラリズムの例を挙げる。米国のトランプ政権は、多国間の自由貿易枠組みである TPP (環太平洋パートナーシップ協定) からの離脱を決定し、その後は、日本をはじめとする各国と二国間の枠組みで個別の貿易交渉を開始した。この際、バイラテラリズムは、「二国間主義」と主に訳される。通常、強国は、弱小国に対して、力関係を背景にしたバイラテラルな直接交渉を好むとされている。このように、バイラテラリズムでは、国家間の「関係性」が問われる。そして、バイラテラリズムに対抗してマルチラテラリズムが用いられる場合、多国間主義と訳されるように、「三カ国以上」というアクターの数に基づく形式的・外観的側面に重点が置かれる。これをマルチラテラリズムの「数量的 (quantitative) 次元」と呼ぶことにする。

したがって、国家の対外的な行動姿勢を指し示す実質的次元でマルチラテラリズム (協調主義的姿勢) の対抗概念となるのは、ユニラテラリズム (単独主義的姿勢) である。他方、国家間関係の形式的・外観を問う数量的次元でマルチラテラリズム (多国間主義) の対抗概念となるのは、バイラテラリズム (二国間主義) である。こうしたマルチラテラリズム／ユニラテラリズムの関係とマルチラテラリズム／バイラテラリズムの関係を区別する思考は、マルチラテラリズムを国際政治上の分析概念として考察する際に重要である。なぜなら、両者の関係性は、前述のように、マルチラテラリズムの「形式的次元」と「実質的次元」に関わるからであり、また後述するように、これら異なる次元のマルチラテラリ

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズムは、国際政治上、異なる発想や仕組みに立脚しているからである。

第1小節 ユニラテラリズムとマルチラテラリズム

今日、マルチラテラリズムの主要な対抗概念とみなされるのは、バイラテラリズムではなく、ユニラテラリズムのほうである⁽²³⁾。ユニラテラリズムは、自国の利益確保や外交目的を最優先してパワーに訴える強国の対外的姿勢を指し示すものであるが、強国のそうした力尽くの姿勢は、二国間関係でも多国間関係でも共通することが多いからである。したがって、ユニラテラリズムとは、あくまで国家の外交姿勢や行動パターンを指し、国際的な協調という規範を損ないかねない国家の対外行動に対して、その名の下で倫理性の欠如が批判される。ゆえに、ユニラテラリズムに対抗する概念としてマルチラテラリズムが引き合いに出される場合、その実質的次元が主に擁護されることになる。

そもそも、国家にはなぜ協調的な精神やそれに沿った規範的行動が求められるのだろうか。それは、国際社会がアナーキー（無政府状態）を前提に成立しているという国際政治的な考えに基づいているからである。ブルをはじめとする英国学派（English School）に最も顕著であるように⁽²⁴⁾、国際社会がアナーキーだと想定されるのは、それ自体至高の存在とされる主権国家によって国際社会が構成されるためである。また、主権国家が対内的に安定的な秩序を築こうとするのは、国際社会がアナーキーであるという前提と密接に関連している。なぜなら、諸国家が対内的により大きな安全や安定性を求める動機に駆られることこそが、他の諸国家との間で対外的な緊張を生ぜしめ、概念的なアナーキーを真の無秩序

(23) Charles Doran, “The Two Sides of Multilateral Cooperation”, in *International Cooperation: The Extents and Limits of Multilateralism*, pp. 41-42.

(24) 英国学派による国際社会論の系譜を分析した日本語論文としては、以下を参照。秦野貴光「平和的変革と国際社会論：歴史の中の英国学派」『国際政治』第176号 2014年3月，97-110頁。

の場へと変えてしまう潜在的要因になり得るからである。

こうした撞着が存在するゆえ、アナキーを前提とする国際社会の場に、一定の秩序をもたらす発想や仕組みが必要とされ、考察の対象となつてきた。⁽²⁵⁾ 国際社会を構成する一員である諸国家に、国際的な協調主義に則って「自制」という規範の姿勢を求めるのは、国際的なアナキーに代わって秩序をもたらすという要請に由来する。そして、こうした要請は、同じ国際社会に帰属する諸国家に共通の目的が存在することを示している。⁽²⁶⁾ 以上のように、マルチラテラリズムは、その実質的次元において、国際秩序をもたらすための規範的な原則となり得るのである。⁽²⁷⁾

これに関連して、マルチラテラリズムのこうした実質的次元を問う際に考察する必要があるのが、「主権」の概念である。主権国家体制において、主権とは、国際社会を構成する正当なメンバー間で相互的に承認

(25) ブルは、国際システムにおいて、主権国家が一定の秩序をもたらすべく諸制度を発展させてきたと述べている。その具体的制度として、ブルは、勢力均衡、国際法、外交、戦争、大国の五つを挙げている。ヘドリー・ブル（著）白杵英一（訳）『国際社会論：アナキカル・ソサイエティ』岩波書店、2000年、9頁。

(26) アナキーと国際社会を媒介する原則の一つとして、マルチラテラリズムを捉えている文献としては、以下を参照。Matthew S. Weinert, “Regional Multilateralism and the Reconfiguration of International Society: A View from the English School”, in *Seeking Order in Anarchy: Multilateralism as State Strategy*, pp. 64–66.

(27) 例えば、プティットヴィル (Franck Petiteville) は、以下のように述べている。「国際的なアナキーは……国際的な環境の根本的な特質である。この文脈において、マルチラテラリズムを国際関係の制度化のプロセスに組み込むことは、すなわち国際的なアナキーを組織化する効果をもたせる制度を創設することになる。(筆者傍点)」Franck Petiteville, *Le multilatéralisme*, Montchrestien, 2009, p. 15. ほか、これと同様の見解を示している文献としては、以下を参照。Oliver Richmond, “Horizontal and Vertical Multilateralism and the Liberal Peace”, in Dimitris Bourantonis, Kostas Ifantis and Panayotis Tsakonias (eds.), *Multilateralism and Security: Institutions in an Era of Globalization*, Routledge, 2008, p. 163.

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

を行う結果、付与される地位のことである。例えば、クラトチウィル (Friedrich Kratochwil) は、「ステイタスとしての主権」、すなわち、他者からの承認に帰する属性としてのステイタスという主権概念を提起し⁽²⁸⁾た。これによれば、主権は、他者からの「承認」に拠るものであるゆえ、一定の「権利と義務」を伴う資格として機能する。まず、国家は、主権的存在として認められた場合、対内的には唯一の権威として統治を行う権利が、対外的には国際法の主体および外交上の正式なアクターとして振る舞う権利が、付与される。次に、主権に付随する義務として、国家は、国際社会において他の諸国家と共存していくことを約し、そのために国際秩序の形成や維持に寄与する（あるいは最低限、その安寧を乱さない）ことが求められる。こうした義務は、現在、諸国家間で主権を承認する事実上の場所となっている国連の加盟基準にも顕れている。国連に加盟するためには、平和愛好国であり、国連憲章が掲げる諸義務を履行する意思および能力があると認められなければならない。⁽³⁰⁾

(28) クラトチウィルは、「ステイタスとしての主権」に関して次のように述べている。主権とは、「ある特権、権利と義務が、資格を有すると認められるアクターに対して合意され、そして帰せられる地位の属性を代表するものである。」Friedrich Kratochwil, “The Genealogy of Multilateralism: Reflections on an Organizational Form and its Crisis”, in Edward Newman, Ramesh Thakur and John Tirman (eds.), *Multilateralism under Challenge? Power, International Order, and Structural Change*, United Nations University Press, 2007, p. 144.

(29) 最も包括的な多国間の枠組みである国連は、とりわけ脱植民地化の時代以降、「国際社会のメンバーシップ委員会」としての機能を有してきた。つまり、二国間で相互的に行われてきた主権の承認は、今日、国連への加盟を通して集団的に行われるようになってきている。Geoffrey Wiseman, “Norms and Diplomacy: The Diplomatic Underpinnings of Multilateralism”, in James P. Muldoon Jr., JoAnn Fagot Aviel, Richard Reitano and Earl Sullivan (eds.), *The New Dynamics of Multilateralism: Diplomacy, International Organizations, and Global Governance*, Westview Press, 2010, pp. 9-10.

(30) 国際連合憲章第2章第4条1。

他方、こうしたマルチラテラリズムに基づく制度や組織が存在しても、国家によるユニラテラルな行動がなくなる訳ではない。国家は、主権的な政治的単位として、国際政治上の外交ゲームに参加し国益を賭けて争い合う。こうした仮定がある限り、単独主義的な行動は、決して想定外の事態にはならない。ドラン (Charles Doran) によれば、国家による国際的な行動には、常に「協力と競争」という動機が存在する。ユニラテラリズムであれ、マルチラテラリズムであれ、協力と競争という相反する動機に国家が突き動かされていることに変わりはない。⁽³¹⁾ そうであるなら、協調主義的な理念のみに基づくマルチラテラリズムは、現実には存在しないことになる。⁽³²⁾ こうした議論は、モースとコヘインが提起した「異議申し立てのマルチラテラリズム」にも通ずる。マルチラテラルな制度や組織においても諸国家間で競り合いが存在し、自国の利益がそこで適わないとみるや、別のマルチラテラルな枠組みを模索するという議論は、「協力と競争」という国家による動機を裏付けるからである。

また、マルチラテラリズムが進展すれば、次のようなディレンマをもたらしかねない。より多くのアクターが関与し、制度化が進んで、意思決定方式や合意形成のための手続きが複雑化すればするほど、諸アクター

(31) Doran, *op.cit.*, pp. 40-43.

(32) これと同様の意見として、国際法学者のアルヴァレス (José E. Alvarez) は、マルチラテラルな枠組みが国際社会の真の利益を代表するというのは、ある種の幻想に過ぎないと述べ、ユニラテラリズムとマルチラテラリズムの区別は、表層的に過ぎると批判している。マルチラテラルの枠組み (国連、国際的な金融諸制度、NGO を含む) を借りて国際社会の名の下に行われているのは、覇権国家あるいは特定の国家集団の利益に沿うことばかりであり、その意味で、これらの諸国はユニラテラルに振る舞っている。また、アルヴァレスは、人類の名の下に行われるといっても、「マルチラテラル化 (multilateralization) がこうした意味で、国際社会の利益の前進を約束する保証はどこにもない」と断じている。José E. Alvarez, "Multilateralism and its Discontents", *European Journal of International Law*, 11 (2), 2000, pp. 398-399.

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

間で意見の一致を見るのが困難になる。また、長いプロセスを経て漸く合意が導き出されても、それは最小分母的なものに留まり、問題解決のための決定力を欠く。⁽³³⁾すなわち、マルチラテラリズムの長所とされる包括性、代表性、制度化は、マルチラテラリズムの短所としばしば指摘される遅延、非効率性、機能不全を生み出すことになるのである。

こうしたマルチラテラリズムが直面するディレンマを克服するため、マルチラテラルな制度や組織でも、集団を牽引する明確なリーダーシップがときに待望される。⁽³⁴⁾ジョーンズ (Erik Jones) は、「制度はリーダーシップを必要とし、リーダーシップもまた制度を必要とする」とともに、「正当性には、パターン化されたリーダーシップが必要となる」と述べている。⁽³⁵⁾例えば、NATO (北大西洋条約機構) が安全保障分野で最も実効的な機構であると認められてきたのは、米国という盟主の存在とそのリーダーシップの行使によるところが大きい。その一方で、この事実は、NATO の内部では、米国の支配的な態度に対する不満を生み、NATO の外部では、米国のユニラテラルなグローバル戦略の便宜的枠組みにすぎないという NATO への警戒を生み出している。

互いに主権的存在と承認し合っているとはいえ、諸国家間でパワーの

(33) Edward C. Luck, "The United States, International Organizations, and the Quest for Legitimacy", in Patrick Stewart and Forman Shepard (eds.), *Multilateralism and U.S. Foreign Policy: Ambivalent Engagement*, Lynne Rienner Publishers, Inc., 2002, p. 56.

(34) ジョブ (Brian L. Job) は、地域的な国際機構がどのような国家 (グローバルな大国, 地域大国, 地域の主導国家, 小国) によって構成されているかという観点から類型を行っているが、少なくとも主要国を含まない地域機構は実効性に欠けると結論している。Brian L. Job, "Prospects for Multilateralism in Resolving Regional Conflicts: 'A Little Help from your Friends'", in Michael Fortmann, S. Neil MacFarlan and Stephane Roussel (eds.), *Multilateralism and Regional Security*, Canadian Peacekeeping Press, 1997, pp. 65-74.

(35) Erik Jones, "Debating the Transatlantic Relationship: Rhetoric and Reality", *International Affairs*, 80 (4), 2004, pp. 606-608.

相違が歴然と存在する限り、リーダーシップには、ユニラテラリズムへの誘引が付随している。大国が国際秩序の形成や維持において「特別な責任」を有しているという考えは、歴史的に存在してきた⁽³⁶⁾。いまもそれは変わらない。また、我々は、そうした特別な責任を果たす大国の誠実よりも、それを振りかざす大国の横暴のほうをよく知っている。ユニラテラリズムとマルチラテラリズムの区別がときに一筋縄ではいかなくなるのは、以上のような理由によるのである。

第2小節 バイラテラリズムとマルチラテラリズム

マルチラテラリズムをあくまで組織的枠組みと考え、形式的外観で判断するなら、その主要な対抗概念は、バイラテラリズムとなる。これは、バイラテラリズムとマルチラテラリズムの基本的な相違を、二者間か、三者国あるいはそれ以上か、という数量的次元で捉えた場合である。

バイラテラルな関係性においては力関係がより直接的に反映され、弱小国は、強国の圧力や威嚇の前にその要求を呑まざるを得ない事態に陥るといふ、一般的な懸念が存在する。他方、それに対抗するマルチラテラルな関係性においては、アクターが増える分、パワーが分散してそのバランスが複雑化する結果、アクター間のパワーの差異は相殺されるといった議論や、弱小国による連立が可能になる結果、強国のパワーへの対抗が可能になるといった議論が存在する。こうした議論は、諸国家間に実在する著しいパワーの差異がもたらし得る効果を、制度的枠組みの工夫により抑制しようとする意図がマルチラテラリズムの概念に存在することを示している⁽³⁷⁾。

(36) ブル、前掲書、251-252頁。

(37) ルース＝スミット (Christian Reus-Smit) は、こうした主権国家体制における国際秩序を「平等主義的レジーム」と呼んでおり、「平等主義的レジームの最終的な要素は、マルチラテラリズムの原則である」と述べている。Christian Reus-Smit, “Liberal Hierarchy and the Licence to Use Force”, in David Armstrong, Theo Farrell and Bice Maiguashca (eds.), *Force*

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

したがって、マルチラテラリズムの数量的次元においては、主権平等という国際法上の原則に基づき、国家間の公的な平等を可能な限りはかるという目的が存在する。主権平等とそれに基づくマルチラテラルな枠組みの重要性が強調されるようになるのは、欧州地域に起源を有する主権国家間のゲームが確立し、それが世界大に拡がるにつれてであり、その傾向がいよいよ強まるのは、欧州列強によって支配されていた諸地域で主権国家が次々と独立を果たすにつれてであった。⁽³⁸⁾つまり、主権国家体制の地理的な拡張と主権国家の数の増大は、主権国家間のパワーの差異を拡大する一方、パワーの効果を抑制するため、マルチラテラルな制度や組織の発展をもたらすことにもなったのである。

また、バイラテラルな関係性においては、原則として「第三者」が排除されている。これは、当事者以外のアクターからの干渉を回避することが、バイラテラルな枠組みを築く際の動機となっていることを示している。中国が、南シナ海や東シナ海における領土問題において、相手国との二国間交渉を望み、第三者（とりわけ米国であるが、ASEAN 東南アジア諸国連合の枠組みもこれに当てはまる）の干渉を嫌うのは、この典型例であろう。これとは反対に、第三者からの介入を想定して、バイラテラルな関係性が築かれることもある。かつて二国間で締結された不可侵条約や中立条約がこれにあたる。こうした第三者の排除は、密室性や情報の隠匿を生むという印象を与えかねず、また上述のようにパワーの誘因が直接働きやすいという状況もあいまって、今日、バイラテラルな関係は批判の対象となりやすい。

他方、マルチラテラルな関係性にとって、第三者の存在は重要である。一般的に、諸国家が単独主義的な態度を慎み、バイラテラルな枠組みよ

and Legitimacy in World Politics, Cambridge University Press, 2006, pp. 71-76.

(38) Bertrand Badie, *L'impuissance de la puissance*, CNRS, 2013, pp. 216-219.

りもマルチラテラルな枠組みを選好するのは、上述のパワーの自制や抑制という命題に加え、その意思決定の中立性や透明性を内外に誇示するためである。⁽³⁹⁾ 上述のように、マルチラテラリズムは、国際秩序を構築するための規範的な原則になり得る。しかし、それだけに留まらず、第三者的な視点の導入を通して、そこに国際社会そのものの萌芽的な原型が見出されるようになる。このことも、マルチラテラリズムが選好される理由に付け加えることができよう。⁽⁴⁰⁾

しかし、こうしたバイラテラリズムとマルチラテラリズムの区別に関しても、通り一遍にはいかない複雑さが存在する。両者の枠組みは決して併存不可能ではなく、また、マルチラテラルな枠組みにおいても、バイラテラルな関係性は機能していると考えるのが自然である。例えば、国際法学者のブルム (Gabriella Blum) は、両者の関係が必ずしも対抗的でなく、ときに補完的であると指摘している。ブルムは、いくつかの事例をもとに、国際条約の締結から履行に至るまでの交渉過程を追い、マルチラテラルな諸国家間交渉とバイラテラルな国家間交渉の間の相互作用を検証した。その結果、まずマルチラテラルな交渉で大枠の決定が行われ、後にそれを個々に具体化するにあたって、バイラテラルな交渉がしばしば補完的な役割を果たしたと結論づけた。⁽⁴¹⁾ 無論、それとは反対に、前者の決定の効果を後者が減じたり無効化したりする事例も見受けられた。このように、バイラテラリズムとマルチラテラリズムの関係性

(39) 国家がマルチラテラリズムに依拠するのは、自らの決定や行動が国際社会で受容されていることを示すためである。この国家による正当化は、通常、国際社会と国内という二重のレヴェルに向けて行われる。とりわけ民主主義国家にとって、国際社会で受容されているというアピールは、国内において支持を調達する上で強力な手段になり得るからである。Luck, *op.cit.*, pp. 47-50.

(40) Weinert, *op.cit.*, p. 65.

(41) Gabriella Blum, "Bilateralism, Multilateralism, and the Architecture of International Law", *Harvard International Law Journal*, 49 (2), 2008, pp. 369-376.

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム
に対する単純化された一律的理解をブルムは退け、複層的な理解の必要
性を説いた。そして、国際的に共通の課題が掲げられ、課題の解決に向
けた共同の取り組みが試みられる際、マルチラテラルな枠組みに注目が
集まるあまり、バイラテラルな枠組みが果たす役割は見過ごされてきた
と、ブルムが批判したのである。⁽⁴²⁾

同様のことは、外交交渉の舞台においても言える。例えば、各国代表
が集まる会議外交の場では、必然的に二国間交渉の機会が与えられる。
実際、2019年6月末に大阪で開催されたG20サミットでは、マルチラ
テラルな枠組みの場を利用して、これまでになく二国間外交が積極的に
展開された。⁽⁴³⁾ 一般的に、マルチラテラルな枠組みの制度化が弱く、構成
諸国間で制度の基本をなす原則や規範が共有されていないほど、その枠
組みで主要な地位を占めるメンバー国間のバイラテラルな関係が重視さ
れるようになる。⁽⁴⁴⁾ これは、マルチラテラルな枠組みにおいてもリーダー
シップが必要とされるという論理と同じ根拠に基づくものである。

また、関与するアクターが増え、アクターの種類や性質が多様になる
ほど、マルチラテラルな枠組みは、具体的な意志決定や合意形成の場と

(42) *Ibid.*, pp. 343-348.

(43) このG20サミットでは、主催国の日本はもちろん（日露、日中、日米、日仏間など）、それぞれ緊張関係にあった米中（貿易戦争）、米露（核軍縮問題や米国大統領選へのロシアの干渉問題）、米韓（朝鮮半島の非核化や北朝鮮への対応）の二国間会談が行われたほか、G20とは本来関係のない米朝会談まで行われた。G20の全体会合の成り行きよりも、こうした二国間外交が注目を集めたと同サミットは評された。

(44) 細谷雄一は、G20は「様々な二国関係の集積だ」と述べ、さらにG20をG7と比較して次のように指摘した。G20は、「内部にさまざまな対立軸を抱え、……G7のような自由民主主義という価値を共有する国々のフォーラムではないため、拘束力のある実効的な合意を作るのはそもそも難しい。重要で困難な国際的な問題について、国際社会がどのような方向に進んでいき、どのように結束を強めていくべきかという穏やかな認識を共有することが、G20のようなフォーラムでは重要である。」読売新聞、2019年6月25日朝刊13面。

いうより、議題設定などの大枠を決める場であるという認識が強まる。結果、そうした枠組みは、実用性に乏しい象徴的な存在とみなされるようになる。クローニン（Patrick Cronin）は、トランプ政権のバイラテラリズムとマルチラテラリズムに対する姿勢の違いを次のように分析している。トランプ政権は、「G20のような多国間協議の場に一定の価値を見出しているが、『合意』を生み場ではないと考えている」。「こうした多国間協議」の場は「議題を設定することに終始することが多い。それに比べ、二国間会談は具体的な成果が望める。自ら『ディール（取引）⁽⁴⁵⁾』を得ようと二国間会談に取り組むことができる」。

第3節 手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

前節で説明してきたように、実質的次元と数量的次元により、マルチラテラリズムは、ユニラテラリズムやバイラテラリズムよりも正当であると認められ、より広く国際社会において受け入れられてきた。その実質的次元では、主に制度や規範の側面から、諸アクターの自制や節度を通して、全体的なパワーの発露を抑制することが目指された。そして、その数量的次元では、主に主権国家間の法的平等や第三者的な中立性という側面から、帝国主義の野心や覇権主義的冒険を牽制し、弱者を強者から保護することが目指された。このように、マルチラテラリズムの根本的着想には、パワーを制御することでより安定的な国際秩序の構築に寄与するという命題が存在してきたのである。⁽⁴⁶⁾

(45) 読売新聞、2019年6月25日朝刊13面。同様の指摘は、クーパー（Zack Cooper）によってなされている。クーパーによれば、トランプ大統領は、G20のような多国間協議よりも、具体的なディール（取引）に持ち込みやすい二国間協議に関心を持っている。読売新聞、2019年7月1日朝刊9面。

(46) フランスを代表する国際政治学者であるバディ（Bertrand Badie）は、これを国際政治の「文明化」と呼んでいる。Badie, *op.cit.*, p. 217.

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

第1小節 手段としてのマルチラテラリズム

マルチラテラリズムがより正当とみなされ、より広く国際社会において受け入れられてきたからこそ、各国は自己利益を追求する際にも、直接的あるいは露骨にユニラテラリズムやバイラテラリズムに訴えることは極力控え、マルチラテラルな外観的装いによって自己の行為を正当化しようとする。他方で、他国の威圧的な外交姿勢や協調精神を欠く単独主義的な行動に対しては、マルチラテラリズムを掲げて批判を行なおうとする。⁽⁴⁷⁾ 諸国家は、いわば外交上の便利な道具立てとしてマルチラテラリズムを用いてきた。これを「手段としてのマルチラテラリズム」と呼ぶことにする。⁽⁴⁸⁾ マルチラテラリズムを手段として道具的に用いることにより、諸国家は自らの行為の正当化をはかり、自らのアクターとしての正当性を担保しようとする。⁽⁴⁹⁾ これは、過去も今日も変わらずに観察できる現象である。

例えば、モースとコヘインが提起した「異議申し立てのマルチラテラリズム」は、諸国家にとってマルチラテラリズムが「手段」となっていることを示す格好の例である。現存する多国間の制度や制度になんらか（ルール、実践、任務など）の不满を持つアクターは、その状況を変えようとする際に、別の多国間の枠組みの戦略的な利用に訴えようとする。たとえ強力な国家であっても、ユニラテラリズムやバイラテラリズムよ

(47) Richard Gowan, “Multilateralism in Freefall?”, *the Centre for Policy Research at United Nations University*, July 30, 2018. (<https://cpr.unu.edu/the-multilateral-freefall.html>)

(48) 「手段としてのマルチラテラリズム」あるいは「目的としてのマルチラテラリズム」という表現は、さまざまな文献において見られ、筆者独自のものではない。例えば、カポラーゾは、「マルチラテラリズムは手段か目的か、道具か表現か、あるいは両方かに関して疑問が生ずる」と述べている。Caporaso, *op.cit.*, p. 603.

(49) 岩田将幸「国際的な共同体におけるメンバーシップ：正当性の概念から考察するメンバーの承認とそれに付随する権利と義務」神戸学院法学第45巻第2・3号 2015年10月、413-464頁。

りは、この「異議申し立てのマルチラテラリズム」を選ぶことが多いとモースとコヘインは指摘する。⁽⁵⁰⁾前者らに訴えることができる強力な国家にしてみても、支持や資源の動員をはかり、自らの異議申し立てに関して正当性を獲得する上で、マルチラテラリズムに依拠するインセンティブが存在するからである。⁽⁵¹⁾さらに、モースとコヘインは、次のようにも述べている。「『異議申し立てのマルチラテラリズム』の概念がそれゆえ強調するのは、諸国家にとって中心となる戦略的問いがマルチラテラリズム対ユニラテラリズムとなることは滅多にないということであり、それよりもむしろ、長期的な目標を達成するにはどのようなマルチラテラリズムが最善であるかということなのである。⁽⁵²⁾(傍点は著者らが強調)」

米国の著名な国際政治学者であるアイケンベリー (G. John Ikenberry) は、モースとコヘインが言う「長期的な目標を達成」するために最善であるマルチラテラリズムの処方⁽⁵³⁾をその著作において示した。端的に言えば、それは、秩序への制度的枠組みの埋め込みである。大戦争の後の戦後処理や歴史の大きな転換点の際に訪れる国際秩序の再編の機会に、戦勝国側あるいは覇権国家側は、長期的に自らを利することになるルールや規範に基づいた制度的枠組みを新しい秩序に埋め込もうとする。言うまでもなく、これは、覇権国家である米国が、第二次世界大戦後そして冷戦崩壊後に実行したことである。そのアイケンベリーは、米国のユニラテラリズムが糾弾された対イラク戦争危機時においても、マルチラテラリズムが米国において放棄されたことはない⁽⁵⁴⁾と述懐している。実際、対イラク戦争は、米国が単独で行ったものではなかった。国

(50) Morse and Keohane, *op.cit.*, p. 387.

(51) *Ibid.*, p. 388.

(52) *Ibid.*, p. 389.

(53) G. ジョン・アイケンベリー (著) 鈴木康雄 (訳) 『アフター・ヴィクトリー：戦後構築の論理と行動』NTT 出版, 2004年。

(54) G. John Ikenberry, “Multilateralism and U.S. Grand Strategy”, in *Multilateralism and U.S. Foreign Policy: Ambivalent Engagement*, pp. 137-

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

際連合 (United Nations) や NATO といった既存の国際機構から全体的な支持や正当性を調達できないとみるや、米国は、有志連合 (coalition of the willing) という新しいマルチラテラルな枠組みを便宜的に作り上げたのである。⁽⁵⁵⁾

他方、こうした米国の力任せの姿勢になかば対抗する形で、EU (欧州連合) によって提示されたのが、「効果的なマルチラテラリズム (effective multilateralism)」である。この効果的なマルチラテラリズムは、2003年末に採択されたEU初となる「欧州安全保障戦略 (European Security Strategy: A Secure Europe in a Better World)」において、中核を占める概念である。⁽⁵⁶⁾ 効果的なマルチラテラリズムでは、国際法や諸制度に則った国際秩序を構築していく必要性が謳われ、その中心的枠組みに国連を据えることが提唱されている。同戦略文書では、「国連を強化し、国連がその責任を全うしてより効果的に行動できるよう準備させることは、欧州の優先事項である」というEUの決意表明とも受け取れる宣言が行われている。

国連は、その包括性ゆえ、国際社会の象徴ともみなされる普遍的国際機構である。⁽⁵⁷⁾ また、それは、国連憲章という法的基盤に支えられ、その

138.

(55) 以下の文献では、次のように述べられている。米国にとって問題は、「ユニラテラリズムか、マルチラテラリズムか」という二者選択にあるのではなく、マルチラテラリズムにおいて、どのような「解釈」を行い、どのような「種類」のそれを選択するかということにある。Osvaldo Croci, “A Closer Look at the Changing Transatlantic Relationship”, *European Foreign Affairs Review*, 8 (4), 2003, pp. 471-472.

(56) “European Security Strategy: A Secure Europe in a Better World”, *Council of the European Union*, December 2003.

(56) 欧州安全保障戦略では、「効果的な多国間主義に基づく国際秩序」と章立てられている。Ibid., p. 9.

(57) Inis L. Claude Jr., “Collective Legitimization as a Political Function of the United Nations”, *International Organization*, 20 (3), 1966, pp. 367-379.

主要な機関である安全保障理事会は、すべての加盟国に対して法的拘束力を有している。しかし、国連安保理は、対イラク戦争の際に機能不全に陥り、それが誇る集団的な正当性も法的な正当性も大きく傷つけられていた。こうした文脈があって、国連の権威の立て直しを企図したのが、EUによる効果的なマルチラテラリズムであったと言えよう。⁽⁵⁸⁾

しかし、こうしたEUの姿勢は、EUが利他的なアクターであることを意味しない。⁽⁵⁹⁾ EUは、欧州安全保障戦略とほぼ同時期に発表した「EUと国連：マルチラテラリズムの選択 (The European Union and the United Nations: The Choice of Multilateralism)」という文書の中でも、マルチラテラリズムに基づく国際秩序の機軸に国連を置いている。⁽⁶⁰⁾ しかし、同文書ではさらに踏み込んで、EUは、自らを「先駆者 (front runner)」であると規定している。それは、EUがマルチラテラリズムの柱である国連を強化する上で、ロール・モデルになるというものである。⁽⁶¹⁾ EUは、さらに、こうした自己規定を一層推し進めて、自らを「規範的パワー (normative power)」と位置づける対外姿勢を打ち出していく。⁽⁶²⁾

(58) 岩田将幸「EUの『効果的な多国間主義』：EUと国連の関係およびEUとNATOの関係から」神戸法学雑誌 第56巻第3号 2006年12月、63-66頁。

(59) Biscop, *op.cit.*, pp. 43-47.

(60) 欧州委員会が理事会と欧州議会に提案した通達文書である。“The European Union and the United Nations: The Choice of Multilateralism”, *Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, Commission of the European Communities*, Brussels, 10.9.2003, COM (2003) 526 final.

(61) *Ibid.*, p. 3.

(62) 例えば、以下の文献を参照。Ian Manners, “The European Union’s Normative Power in a More Global Era”, *EU Studies in Japan*, 33, 2013, pp. 33-55, Gunther Hellmann, “EU, Normative Powers and European Foreign Policy in a Minilateralist World”, *EU Studies in Japan*, 36, 2016, pp. 29-50, Esther Barbé, Anna Herranz-Surrallés and Michal Natorksi, “Contending Metaphors of the EU as a Global Actor: Norms and Power in the European

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

この EU の事例もまた、手段としてのマルチラテラリズムに数えることができよう。なぜなら、EU の場合、統一的なアクターとして対外的なアイデンティティーを獲得することは、域内統合をさらに推進する上で必須となるだけでなく、国際的な発言力を確保するためにも欠かせない手段となるからである。⁽⁶³⁾

第 2 小節 目的としてのマルチラテラリズム

上述の「手段としてのマルチラテラリズム」は、マルチラテラリズムの選択的な使用が諸国家の対外政策において常套的であることを示している。⁽⁶⁴⁾ こうした現象は、諸国家がマルチラテラリズムの形式的な外観、すなわち数量的次元を重視するために生じる。しかし、それへの偏重は、マルチラテラリズムの制度的な規範、すなわち実質的次元の軽視へとつながり、諸国家は、マルチラテラルな枠組みをもっぱら自己正当化のための手段とみなすようになる。結果、こうしたマルチラテラリズムの形骸化は、それ全般に対する幻滅と不信をもたらすことになるのである。

そうなれば、マルチラテラリズムとユニラテラリズムあるいはバイラテラリズムとの概念的区分は、表面的な形式性を帯びる。そしてマルチラテラリズムは、新たな地政学的現実を前にして、他国の利己主義的な行動や力任せの姿勢を批判するための言説へと貶められる。つまり、各国は、他者を顧みない自国第一主義的な姿勢に対して、マルチラテラリズムの言説を用いて互いに非難し合うのである。しかし、実際には、い

Discourse on Multilateralism”, *Journal of Language and Politics*, 14 (1), 2015, pp. 18-40.

(63) 「EU と国連：マルチラテラリズムの選択」では、より統一され一貫したアクターとなると、EU はより影響力あるアクターとなり、EU としての対外的なアイデンティティーを獲得することが出来ると記されている。“The European Union and the United Nations: The Choice of Multilateralism”, *op.cit.*, pp. 5-8.

(64) Murray, “Whither Multilateralism?”, *op.cit.*, pp. 14-16.

ずれの国家も、国内では自国第一主義を標榜せざるを得ない。また、自国第一主義ではない主権国家など存続し得ないという前提の下、協調的な精神や自制のための制度的仕組みをめぐり、国際社会では思考錯誤が重ねられてきたはずである。本稿で説明してきたように、それが結実した賜物こそ、数量的次元と実質的次元を併せ持つマルチラテラリズムの概念ではなかつた⁽⁶⁵⁾だろうか。

そもそも、ユニラテラリズムあるいはバイラテラリズムよりも、マルチラテラリズムが正当とみなされ、諸国家により推奨されてきたのはなぜだったか。「手段としてのマルチラテラリズム」の行き過ぎた濫用は、こうした疑問を生むことになる。そこで、マルチラテラリズムそのものを「目的」として用いることの重要性を説く議論が出てきても不思議ではない。しかし、上述のように、マルチラテラリズムがさまざまな目的のための手段として現実に用いられてきたのに対し、「目的としてのマルチラテラリズム」とは、つまるところ、何を意味し得ようか。

この疑問に答えるために、マルチラテラリズムに付与される正当性の根拠に関して、数量的次元と実質的次元から整理することから始めたい。一方の数量的次元では、参加するアクターの「包括性」がその正当性にとって重要になる。包括性においては、どれだけ幅広いアクターが参加しているか、ということが問われるが、これは上述のように、マルチラテラリズムが国際社会に範を取っているからであろう。したがって、包括性は、どれだけ地域あるいはこういった種類のアクターを代表して

(65) マーティン (Lisa L. Martin) は、「国家の行為に純粋なマルチラテラリズムに應ずるよう期待するのは、非現実的である」と述べている。Lisa L. Martin, "Interests, Power, and Multilateralism", *International Organization*, 46 (4), 1992, p. 768. また、マーティンは、分析概念としてのマルチラテラリズムに関して、「ゴールより手段として扱う」ことを提唱している。なぜなら、国家がそれに関心を持ち志向するのは、国家が目標とするものを獲得するにあたって役立つと考える限りにおいてだからである。Ibid., p. 767.

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

いるかという「代表性」の問題とも絡み、また、正当な唯一の権威が不在とされる国際社会においては第三者的な「中立性」を保証するものともみなされる。

他方、マルチラテラリズムの実質的次元では、「アクターとしての正当性」と「行為の正当性」の連関が重要になる⁽⁶⁶⁾。なぜなら、国際社会において、主権的存在とみなされるか否かは「相互承認」が原則となってきたため、国際社会を構成する正当なアクターたることを希求して、諸国家は、自らの行為の正当化も行おうとするからである⁽⁶⁷⁾。そうした正当化の際の典型的な基準として、共存のためのルールや外交儀礼の遵守が挙げられるが、その基準自体に協調主義という規範は織り込まれている。さらに、これらのルールや規範がさまざまな諸制度に埋め込まれることで、「制度化」という要素が、マルチラテラリズムの規範的な深化をはかる重要な指標となってきたのである。

以上のように、包括性、代表性、中立性、制度化といった要素は、マルチラテラリズムの正当性を支える主要な根拠となっている。コヘインは、正当性を、手続きの側面と結果の側面という二つの側面に分けることができると指摘した。それがインプット・レジティマシー (input legitimacy) とアウトプット・レジティマシー (output legitimacy) である。インプット・レジティマシーとは、組織の意思決定に関する制度的なプロセスに関連する正当性であり、アウトプット・レジティマシーとは、組織の目的達成に関連する正当性である。これに拠るなら、上述の包括性、代表性、中立性、制度化といった要素は、インプット・レジティマシーに該当しよう。

(66) 岩田「国際的な共同体におけるメンバーシップ」、138-139頁。

(67) Thomas Franck, *The Power of Legitimacy among Nations*, Oxford University Press, 1990, p. 38.

(68) Robert O. Keohane, "The Contingent Legitimacy of Multilateralism", in *Multilateralism under Challenge? Power, International Order, and Structural Change*, pp. 58-59.

コヘインが提起した議論では、マルチラテラルな制度や組織は、「手続き」の側面と「結果」の側面からその正当性が問われる。理想はこの二つの正当性の両立にあるが、現実には往々にして異なる。論考のタイトルである「マルチラテラリズムの状況依存的な正当性 (The Contingent Legitimacy of Multilateralism)」は、これを物語っている。マルチラテラルな枠組みでは、関与するアクターの数や種類が増え、アクター間の関係を規定する制度上のルールや交渉のプロセスが複雑となるため、意思決定やそれに基づく行動は、迅速性や決定打に欠ける。つまり、マルチラテラリズムの正当性を支えるインプット・レジティマシーとアウトプット・レジティマシーは、しばしば対立した関係に陥るのである。

このディレンマを示す好例は、言うまでもなく普遍的機構である国連⁽⁶⁹⁾である。最高のインプット・レジティマシーを誇る国連がアウトプット・レジティマシーも証明できるか否かは、それに参加するアクターの意思と能力にかかっている。しかし、アウトプット・レジティマシーに優れる強国やそれが率いる集団は、そこでの拘束や手間を嫌い、とりわけ人道的な問題や国際テロリズムなど急を要する問題では、別のマルチラテラルな枠組みを主導して問題解決に走ろうとする。その結果、国連の権威、ひいては国連が象徴するマルチラテラリズムそのものの正当性が傷つけられる。

他方、上述の「効果的なマルチラテラリズム」では、EU という実効的な (effective) アクターによって、国連のアウトプット・レジティマシーを強化することが目的として掲げられた。EU は、それ自体、マルチラテラリズムの規範的次元を最も高度に体现している模範的枠組みである。しかし、単一の統合的なアクターとして EU が対外的に行動しよ⁽⁷⁰⁾

(69) クロード (Inis L. Claude Jr.) は、国連が「世界の世論」を代表するという神話より、諸国家が「集団的正当化」という機能をこのほぼ普遍的な機構に委託しているという事実のほうがはるかに重要であると説いている。Claude, *op.cit.*, pp. 371-372.

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

うとする時、一つの声で話すことですら困難を抱えている。つまり、EU自身がアウトプット・レジティマシーに課題を有しているのである。よって、効果的なマルチラテラリズムの提唱は、統合的なアクターとしてEUが実効力を備えるという課題にも向けられている。具体的には、米国が主導するNATOの枠組みとは別に、EU独自の軍事的・非軍事的能力を構築することが試み⁽⁷¹⁾られている。

上述のコヘインの議論に基づけば、マルチラテラルな制度や組織は、ある目的のための手段として形成されるが、性質上、包括的であればあるほど、実効力を発揮することが困難になる。後に発表される「異議申し立てのマルチラテラリズム」に、こうした問題意識は引き継がれている。すなわち、目的を達成できない非実効的なマルチラテラリズムは、迂回されるか、見捨てられるかする。そして、それに代わり、また異なるマルチラテラリズムが用いられることになるのである。

他方で、コヘインは、マルチラテラリズムにおいて、一方のアウトプット・レジティマシーの弱含みを、他方のインプット・レジティマシーの強化によって補おうとするが試みが常になされてきたと説明⁽⁷²⁾している。このように、インプット・レジティマシーにマルチラテラリズムの本懐があるとすれば、その原点に立ち返った議論がなされるべきであるという主張が、「目的としてのマルチラテラリズム」の擁護者らによって唱えられている。

カナダのマギル大学のプリオ (Vincent Pouliot) は、「目的それ自体としてのマルチラテラリズム (Multilateralism as an End in Itself)」と

(70) ラギーが、マルチラテラリズムを概念化する際、欧州諸国間の統合プロセスを念頭に置いていたのは明らかである。ラギーの言う歴史的にも稀な水準を持つ制度的な形態とは、欧州統合のことである。Ruggie, *op.cit.*, p. 572.

(71) 岩田「EUの『効果的な多国間主義』」, 79-83頁。

(72) Keohane, “The Contingent Legitimacy of Multilateralism”, *op.cit.*, pp. 58-59.

いうタイトルの論考で、マルチラテラルな手続きを経ることの意味を我々に問うている。⁽⁷³⁾ プリオは、国内的類推の観点から、成熟した民主主義国家における選挙を例にとっている。一般的に、我々は、特定の選挙結果が好ましくないからという理由で、その選挙の民主的プロセス自体を蔑ろにするようなことはしない。これはすなわち、「特定の結果」よりも「選挙手続きそのものに内在する価値」に重きを置く思考に我々が慣れていることを示すものとプリオは指摘する。⁽⁷⁴⁾ この議論に基づけば、マルチラテラルなプロセス自体にも、内在する価値が存在することになる。プリオは、その価値として、なかでも「包括的で、制度化された、原理的な対話」を挙げている。そして、こうしたプロセスにおける日々の実践的な積み重ね、すなわち制度的な内面化こそが、将来のマルチラテラリズムの礎になっていくと主張している。⁽⁷⁵⁾

同じく、カナダ、カルガリー大学のフランセスチェット (Antonio Franceschet) は、安全保障分野における強制的措置 (coercion) に焦点を当て、条件的マルチラテラリズム (conditional multilateralism) と原理的マルチラテラリズム (principled multilateralism) とを区別した。⁽⁷⁶⁾ 前者は、手段としてのマルチラテラリズム、後者は、目的としてのマルチ

(73) Vincent Pouliot, "Multilateralism as an End in Itself", *International Studies Perspectives*, 12, 2011, pp. 18-26.

(74) *Ibid.*, p. 21.

(75) なお、プリオは、日々のマルチラテラリズム (everyday multilateralism) の実践がグローバル・ガヴァナンスの必須の基盤となる理由として、三つを掲げている。第一に、「グローバル・アクター間で相互に承認される行動パターンを作り出す」こと、第二に、「採択されたグローバルな政策において顕著なレヴェルの節度が確保」されること、第三に、マルチラテラルな「プロセスが必然的にもたらす議論の徳性によって」採択された政策に「正当性が付与」されること、である。*Ibid.*, pp. 21-23.

(76) Antonio Franceschet, "The Ethics of International Coercion: Two Types of Multilateralism", in *Seeking Order in Anarchy: Multilateralism as State Strategy*, pp. 3-27.

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

ラテラリズムに該当しよう。フランセスチュットによれば、安全保障分野にとりわけ特徴的であるのは、マルチラテラリズムと強制的措置が相対する関係にはないということである。⁽⁷⁷⁾すなわち、強制的措置を正当化し、そのための資源を調達する上で、むしろマルチラテラリズムは欠かせない役割を果たす。したがって、マルチラテラリズムは、「国際的な強制的措置を抑制すると同時に動員するという、矛盾するかのような二つの目的（筆者傍点）」を持つ。これは、「正しい強制的措置は正当であるとみなされる一方で、不正な強制的措置は抑制されるべきだ（筆者傍点）」という議論に典型的に見られるものである。このように、国際的な強制的措置の抑制や動員においては、マルチラテラリズムを支える正当性が鍵を握る。そうであるならなおさら、一時的な対処に右往左往するのではなく、長期的目標に則った公正かつ原則的な態度で臨むことが望ましい。「マルチラテラリズムが単なる政策オプションよりも、根本的な制度であるとみなすならば」、条件的マルチラテラリズムではなく、原理的マルチラテラリズムを根気強く支持すべきだと、フランセスチュットは説くのである。⁽⁷⁸⁾

これらと同様に、ドイツのフライブルク大学のリューラント（Jürgen Rüländ）も、近年のマルチラテラリズムの道具的濫用や形骸化を「矮小的マルチラテラリズム（diminished multilateralism）」と呼び、批判している。⁽⁷⁹⁾リューラントは、矮小的マルチラテラリズムの特徴として、既存

(77) *Ibid.*, pp. 6-7.

(78) *Ibid.*, pp. 16-22. 以下の文献でも、契約（contract）と盟約（covenant）という観点から、マルチラテラリズムが考察されている。そして、前者の形式的な道具的アプローチではなく、後者の規範的な原理的アプローチで臨むことが肝心だと説かれている。なぜなら、国際社会での秩序構築にあたり、マルチラテラリズムは、「信頼、義務、相互性」に基づき、諸国間関係を規定する重要な原則となるからである。Paul Gecelovsky, “The Multilateral Impulse: Contract or Covenant?”, in *Seeking Order in Anarchy: Multilateralism as State Strategy*, pp. 106-109.

(79) Jürgen Rüländ, “‘Principled Multilateralism’ versus ‘Diminished Mult-

の諸制度の迂回，浅薄な制度化，専門性を欠いた多目的性質，低い協力レベルの実態，過剰な数，フォーラム・ショッピングの六点を挙げている。リューラントは，マルチラテラリズムが，冷戦終結後にラギーらが主唱した協調主義的規範を重んじる「原理的マルチラテラリズム (principled multilateralism)」から「矮小的マルチラテラリズム」へと徐々に変質してきたと説明する。そして，国際協調よりも自己利益への考慮からその存在価値が測られるようになり，マルチラテラリズムそれ自体の正当性も損なわれていったと言う。リューラントによれば，マルチラテラリズムが今日，排外的で偏狭なナショナリストや近視眼的なポピュリストらの格好の攻撃対象となっているのは，このことと決して無関係ではない。したがって，リューラントもまた，多様性の保証，信頼⁽⁸⁰⁾，相互主義の拡散などに基づく原理的マルチラテラリズムを擁護している。

おわりに

マルチラテラリズムの概念が注目を浴びたのは，冷戦崩壊後の新たな秩序を迎えたときである。そのとき，マルチラテラリズムの概念は，形式性と規範性を兼ねるゆえ，ひいては現実的感覚を持った理念ゆえに，大きな期待を背負うことになった。2001年の同時多発テロを経て，2003年の対イラク戦争時に，マルチラテラリズムは再び注目を集めることになったが，それは主にユニラテラリズムに対抗する手段あるいはそれに対する批判的言説としてであった。その時，マルチラテラリズムを用いた批判的言説は，「一極の世界」で圧倒的な力に訴えつつ独善的に振る舞う米国のユニラテラリズムへと向けられた。しかし，実際のところ，米国のブッシュ政権は，急いで多国間の装束をまとうことを忘れてはいなかった。

ilateralism’: Some General Reflections”, in *Multilateralism in a Changing World Order*, pp. 1-12.

(80) *Ibid.*, p. 12.

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

今日、再び、マルチラテラリズムは批判的言説として頻繁に用いられている。その主な対象は、またしても米国の共和党政権であるが、ブッシュ政権時とは根本的に異なることがある。それは、米国の相対的な地位の低下の認識である。トランプ大統領の「米国を再び偉大にする」という国内向けのスローガンと米国第一主義を標榜する対外姿勢は、米国の強さではなくむしろ弱さの認識に基づいている。

実際、トランプ大統領は、現行の国際秩序において、米国は不公正なまでの負担を負わされてきたと訴えている。米国の地位低下の原因は、前政権までの諸外国に対する異常な寛容さにあり、米国は、それらの諸国につけこまれ利益を吸い上げられる一方だった。したがって、米国の差し出す傘の恩恵にただ乗りをしてきた諸国家（同盟諸国）や隙を見て横取りをしてきた国家（挑戦国家である中国）は、正当な対価を支払う義務があり、米国はそれを受け取る権利がある。こうした主張は、トランプ政権のマルチラテラルな枠組みに対する懐疑的あるいは攻撃的姿勢（米欧間同盟のNATO、G7など旧自由民主主義陣営の主要な枠組み、対イラン核開発問題協議グループ、パリ協定など環境レジーム、TPPなど通商貿易枠組みなど）と一体になっている。それに対して、世界各地の各方面で、マルチラテラリズムを用いた批判的言説が飛び交っている。⁽⁸¹⁾

他方で、米国の相対的な地位低下の認識と孤立主義への回帰は、現在の新しい国際政治情勢に米国が適応し始めたことを示すものでもある。⁽⁸²⁾今日のマルチラテラリズムの言説は、「多極の世界」と結びつけられていることが特徴的である。多かれ少なかれ、大国と呼ばれるいずれの国

(81) 例えば、以下。「G7 サミット 多国間協調の理念守れ」朝日新聞 社説、2019年8月28日朝刊。

(82) トランプ大統領の対マルチラテラリズム姿勢を、従来の米国外交に位置づけて分析した文献としては、以下を参照。Charles E. Morrison, “Tradition, Trump, and the Future of U.S. Participation in Multilateralism”, in *Multilateralism in a Changing World Order*, pp. 27-37.

家も、マルチラテラリズムに対しては、一貫せず選択的な態度に終始している。⁽⁸³⁾

中国は、通商貿易分野や環境分野では、米国の肩代わりをするかのように振る舞い、マルチラテラルな枠組みに賛同してみせる一方、地域安全保障や核軍縮分野ではそれに応じない姿勢を貫いている。また、欧米諸国からのコンディショナリティの押し付けに辟易した諸国に対しては、「債務の罨」との批判も強い経済支援を梃子に、影響力の浸透を図っている。ロシアもまた、旧ソ連の復活を夢見るかのように、周辺諸国に対して懐柔と威圧をもって術策的に接している。資源や兵器は、そうしたロシアの外交的駆け引きの有力な手段であり続けている。また、シリアやリビアなどでも及び腰の欧米諸国に代わって、ロシアは存在感を発揮し、問題解決のための多国間交渉の主導権を巧みに手繰り寄せている。

こうした姿勢は、米中露だけに留まらない。EU諸国は難民の受け入れ問題をめぐって紛糾し、シェンゲン条約で消えたかに見えた国境の存在を再確認した。海を隔てているはずの英国は、そのEUからの離脱を決めたが、ブリュッセルの見知らぬエリートたちに支配された「規制帝国」からの解放には想像以上の時間と政治的混乱を要した。待望の長期安定政権が続く日本もまた、善隣外交の代わりに多方面外交を展開しつつ、2018年末には国際捕鯨委員会から脱退している。

冷戦崩壊後、欧米を中心とする民主主義諸国は、硬軟織り交ぜて新たな秩序作りを行ってきた。しかし、これらの諸国は今日、国内においてはナショナルなポピュリズムの突き上げ、国外においては非民主主義諸国の増大する影響力や圧力⁽⁸⁴⁾にさらされている。グローバルな市場経済の

(83) 以下の文献では、多極世界における米中露を中心としたマルチラテラリズムへの選択的な政策が説明されている。Murray, “Whither Multilateralism?”, *op.cit.*, pp. 16-25.

(84) Will Moreland, “The Purpose of Multilateralism: A Framework for Democracies in a Geopolitically Competitive World”, *Foreign Policy at Brookings*, September 2019. (<https://www.brookings.edu/research/the->

手段としてのマルチラテラリズムと目的としてのマルチラテラリズム

恩恵に浴しているはずの諸国家は、予期せぬ市場の動向に一喜一憂せねばならず、構造的な財政逼迫に悩む各国政府にとって、繰り出せる術はそう多くない。こうした時の主権国家のお決まりの手管と言え、国内の支持層の不満のはけ口を国外へと逸らすことだが、今日、その格好的の一つになっているのが、グローバルなエリートたちが牛耳るマルチラテラルな組織や制度である。⁽⁸⁵⁾

2016年7月、長期にわたり（2004年6月から2014年11月まで）、EUの欧州委員会委員長の地位にあったバローゾ（José Manuel Durão Barroso）が、米国の大手銀行ゴールドマン・サックス（Goldman Sachs）傘下企業の幹部に就いた件は、大きな波紋を投げかけた。前月には、英国でEU離脱が国民投票で可決されたばかりだっただけに、利益造反やロビー活動への懸念にも増して、その倫理観の欠如と一般市民との距離が一層大きな失望感を生んだ。⁽⁸⁶⁾ こうした天下りの実情は、国内ではさほど珍しいことではないかもしれない。しかし、それが一般市民にとって直接的な民主的統制が及ばない（各国政府による代表と欧州議会選挙はあるものの）EUのような国際機構で生じ、しかも自らの生活がそこで下された意思決定の影響を受けるとなれば、EUへの信頼感が失われるのも無理はない。EUに限らず、グローバルな相互依存の中に暮らしがある限り、これは我々の問題でもある。

コヘインらは、マルチラテラリズムが上述のような「民主主義の赤字」を抱えるゆえに、民主主義を損なうという従来の議論に対して、「立憲主義的な民主主義（constitutional democracy）」の観点から、反論を試みた。それは、マルチラテラルな組織や制度であっても、意思決定プロセスにおいて抑制と自製の仕組み（check & balance）を十分に機能させ、

purpose-of-multilateralism/)

(85) 渡辺博史「反多国間主義」読売新聞、2019年4月7日朝刊。

(86) Jennifer Rankin, “European Commission Rebuked over Ex-Chief’s Goldman Sachs Job”, *The Guardian*, May 15th 2018.

個人の権利の保護、民主的な討議プロセスの充実、特殊的な利益の抑制などを保証することができれば、国家の民主主義の不備に対して、逆に改善を迫ることができるというものである。⁽⁸⁷⁾ 本稿でも、手段および目的としてのマルチラテラリズムとそれらを支える正当性の考察を通して、これと同様の議論を行ってきた。こうした議論は、現在の国際情勢にあっては虚しく響くかもしれない。しかし、相互依存の世界に住み、その恩恵にあずかる限り、我々は叡智を振り絞り、国内の民主的な信任と国際的な合意を整合させていくべく方途を模索し続けるほかはないのである。⁽⁸⁸⁾

(87) Robert O. Keohane, Stephen Macedo and Andrew Moravcsik, “Democracy-Enhancing Multilateralism”, *International Organization*, 63 (1), 2009, pp. 1-31.

(88) Ian Clark, *Legitimacy in International Society*, Oxford University Press, 2007, pp. 185-188.